

上がりましたら、ば、適当な場所に陳列したいと考えているわけでございます。
これにつきましても、担当の方から御説明申し上げます。

一点につきましても、担当課長より御説明申し上げます。

○福祉事務所長(八木房雄君) 自席からお許しをいただきましてお答えいたします。

身障者の関係につきましては、いま市長の方からお話のあったとおりでございまして、ともかく私ともうの方に關係しております身障者には、肢体不自由者とか視力の關係、言語障害、聴力障害、内部障害とこういうのがございします。これらを全部合計いたしますと四百八名ということになるわけでございしますが、いずれにいたしましても障害の程度によりまして、大分違ってくるわけでございします。肢体障害の方々は一級から六級までございまして、大体一級から二級の方々がやはり介護を要するのではないかと考えております。三級以下の方々は正業についていらして、お勤めしていただいたり、商売されている方が大半でございまして、一級、二級で五十五名くらいというふうに考えております。それから言語障害、聴力障害の方々はやはり就業されております。言葉が話せ

なかったり、耳が遠かったりという方は二級が三十人おりますが、その方々はやはり就業されております。内部障害の方は一級が九人いらして、いす

れにしても、内部障害の方々は介護が必要ではないかと思ひます。この方々はやはり介護を要するという關係でございまして、肢体不自由の方々の五十五名と内部障害の一級の方々の合計で六十四名でございしますか、この方々に対してはやはり家庭訪問が必要ではないかと考えております。あとう方は補聴器の申請やら

いろいろ御相談には応じておりますが、こういう方々については自分で働いていらつしゃいますので、さほど家庭訪問を云々ということにはならないというふうに考えておりますので、この六十四名の方々がいきますと、やはりケースワーカーの關係は現状で足りるのではないかと考えております。なお相談等で必要だった場合には内部調整等におきまして対応していきたいと考えております。

○教育委員会社会教育課長(小野光朗君) 松山議員さんの文化財の発掘につきまして、自席より御答弁申し上げます。

図書館というのは文字による教育機関といたしますと、博物館というのは物による教育機関と言われております。物に触れたり、見ることによって

過ぎたいままの歴史から現在、未来に展望するような考え方を学ぶのではないかと思います。そういう意味で精神的にそういうふうな役に立つように展示するには、どういうふうにした方がいいかということは非常にむずかしいわけでございます。現在のところ六、七年前に行いました長沢遺跡及びことし実施いたしました不動尊の遺跡その他の遺跡等もございまして、それらにつきましてはすでに個別に資料パンフレットを作成いたしましたので、刊行いたしましたので御送付申し上げてあるわけでございます。こういうふうなものは学校とか市民とか図書館とかさまざまな機関に配布してございしますが、今後もしそういうふうなことを進めていくこと、あるいは広報等もう少し充実していくこと、あるいは現状でも文化祭等で年一回は展示しているわけでございます。御指摘のとおり、ここで新しく市民の公民館ができ上がりましたので、ここで活用して今後秋にでも文化祭とかつめつて展示すること等いたしましたので、市民あるいは学校の方、児童の方とか、そういう関係者に本当に役に立つような方法で展示できるように努力していきたいと思っておりますので、これについては御意見等をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○二番(松山 清君)

自席から質問させていただきます。

遺跡の方はいままで出た物については十分保管上も注意もしながら保管されていることですか。いまだという所に置かれているのかお伺いしたいと思います。それから今後文化祭等との問題ともからんで陳列をしていきたいということですが、いまでも一時的にはされたと思えますが、恒常的というか、いつも陳列しておくというところについても今後検討しなきゃならないと思えますが、これらについても一度はつきりお願いしたいと思います。

第一点目の問題ですが、表現について十分だと、二人で何とかやっていけるということだったのですが、市内で本当にいろいろ障害を持っている方とか、いろいろ不自由な方々について実際に正確な数字は何名おりますか、つかんでないということはないと思います。十分であればきちんと漏れは実際はないのかどうか。本人が交付等を受けたくないというふうな方もいろいろあるようでございしますが、そういう人についても全部数字としてはおつかみになっているのかどうか。その点についてお伺いいたします。

○教育委員会社会教育課長(小野光朗君) 長沢遺跡等につきましては現在福祉社会館の倉庫に保管しております。ある一部市民体育館の中に保

管してございます。恒常的に公民館等に陳列ということもございますが、現在あの建物はできたばかりで湿気等も大変多いのではないかと思います。それと土器等も余りエアコンのない所ですとなかなかむずかしい問題等もありますので、一応もう少し時間等経過して、管理の方法も検討しないと陳列できないと思います。ただ一時的な陳列方法を当面は考えつつ、将来はそういうことも考えていきたいと思っております。

○福祉事務所長(八木房雄君) 答えいたします。

障害者の関係は私どもの手帳を持っている方、登録されている方だけは確実につかんでおりますが、そのほか軽い方々は登録されることをいやがる方もいろいろあると思いますが、現在までの関係では肢体不自由児の方々が二百六十二名、言語それから聴力障害の方々が六十八名、視力障害の方々が五十五名、内部障害の方が二十三名でございます。合計四百八名ということになっております。そのほか精神薄弱者が五十二人登録されているということもございます。

○二番(松山 清君) 遺跡の方は新しくできた建物なんで、湿気の問題等もあるかと思いますが、もちろん私はそういう専門ではないので、その辺のことについては

十分には承知してはおりませんけれども、福祉社会館とか体育館の物置に置いておくということはエアコンのきいた所に入れておくのかということになると大変な問題でありまして、そういうことからいくと、やはり早く日の目を見させた方がいいのではないかと思いますので、そういう点でエアコンの問題等も出るかと思っておりますが、お蔵に入れておくのではなく、日の目を見せるようにしていただきたいと思います。学校等で本の上でやっただけではなく、実際に目に触れたことによつてずいぶん効果が上がるのではないかと思いますし、そういう要望も私も聞いております。倉庫の片すみに置くのではなく、早く日の目を見るように取り計らいをしていただきたいと思います。その点について最後にもう一つだけお聞きします。

福祉の方の問題ですが、四百から四百数十人おるわけで、市長が答弁の中で十分足りているということをおっしゃっておりますけれども、これは職員が担当者の本当の努力によつて何とかやってきているんだという感じを常に持つております。一人二人で出かけてしまえば、ケースワーカーが残らないということになってしまふわけです。一人の人が休暇をとればめんどうをみてやりたくても、実際には出かけられない、だれかたずねて市役所に来てもらつて留守であるというような

ことは決して許されないことだと思っておりますので、やはり三人は必要ではないかと思っております。早急にそういう点も配慮をしていただきたいと思います。現在は内部努力でやっているということでもあります。内部努力というのは限界があると思います。そういう点では今後の職員の配置等ということをお待ちまでもなく考えていただきたいと思います。その点について市長が助役の方から答弁願いたいと思っております。

○市長(石川常太郎君) 文化財でございますが、何とか図書館をつくるときに資料館もつくりたいというような気であるわけでございますが、その前に市民会館公民館がオープンいたしましたら、資料館ができるまでの間、適当な場所に展示をするようにしたいと思います。

ケースワーカーのことでございますが、私もこの点は関心がございます。福祉事務所のみなうず、役所の庁議をもちまして、ときどきこの問題につきまして、足りるのか足りないのかということはやっております。どの課もみんな同じで満足しておりません。足りないということでございます。福祉の方でもこれでまましていただかなければならないという、いまのところでございますので、よくよくのとき

は保育園の方の関係で三名おりますので、内部でそのやりくりはいたさせるようにしたいと思っております。できるだけいまのままではあります、どうしてもときには何とかしたいと思っております。

○二番(松山 清君) 遺跡等の問題についてはひとつそういう点で配慮をいただきたいと思っております。

ケースワーカーの点については、職員の配置がどう課にも充実されることか一番望ましいわけですが、市民と、特に弱者と言われる人たちにとって接する、まさに一番密接な部門でありますので、その点では配慮を今後も考えていただくようお願いしたいと思います。その点について強く要望いたします。

○議長(岩田 博君) 以上で一般質問を終わります。

○議長(岩田 博君) 暫時休憩いたします。

午後二時三十一分

休憩

午後三時十八分 開議

○議長(岩田 博君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際報告事項がありますので、事務局長をして報告いたします。

(古谷議会事務局長報告)

一追加議案の送付について(別添参照)

○議長(岩田 博君) 以上で報告を終わります。

お諮りいたします。

市長から議案二件が提出されました。この際本二件を日程に追加し、先議したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よって本二件を日程に追加し、先議することに決定いたしました。

○議長(岩田 博君) 追加日程第一議案第七十六号 議会の議員の昭和五十二年六月期期末手当の支給割合を定める条例と議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 篠崎俊夫君 登壇)

○助役(篠崎俊夫君) 議案第七十六号 議会の議員の昭和五十二年六月期期末手当の支給割合を定める条例につきまして、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議員の皆様はこの六月期において支給すべき期末手当の支給割合は、先ほどの全員協議会において御説明申し上げますとおり、報酬月額額の百分の二百四・八でございます。

御審議をいただきまして、原案どおり御可決御確定あらんことをお願い申し上げます。

○議長(岩田 博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

○八番(山崎良之助君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第七十六号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) お諮りいたします。

ただいま山崎良之助君から、本案は原案とおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よって議案第七十六号は原案とおり可決いたしました。

○議長(岩田 博君) 追加日程第二 議案第七十七号 福生市の一般職員の

昭和五十二年六月期期末手当の支給割合を定める条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 篠崎俊夫君 登壇)

○助役(篠崎俊夫君) 議案第七十七号 福生市の一般職員の昭和五十二年

六月期期末手当の支給割合を定める条例について御説明を申し上げます。

本案も先ほどの全員協議会において御説明申し上げましたとおり、この六月期において職員に支給すべき期末手当の支給割合は、給料等の月額の百分の百七十三・五としようとするものでございます。本案の御議決いただきましたと、実質支給率といたしましては、先ほど御議決をいただきました議員さんの期末手当は本案百分之二・四八月でございますが、一般職員の期末勤勉手当は議員さんの率よりも高くなりまして、実質二・三四八月と相なるものでございます。

御審議をいただきまして、原案とおり御可決御確定あらんことをお願い申し上げます。

○議長(岩田 博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

○八番(山崎良之助君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第七十七号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決せんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) お諮りいたします。

ただいま山崎良之助君から、本案は原案とおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よって議案第七十七号は原案とおり可決いたしました。

○議長(岩田 博君) 日程第四議案第二十六号、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(秘書職員課長 齊藤多市君 登壇)

○秘書職員課長(齊藤多市君) 御指名によりまして、議案第二十六号議

会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

なお本案提案理由中、議案第二十八号及び二十九号に関連する内容がございしますので、あらかじめ御了承を願います。

さて、本年一月二十七日、福生市長は特別職の報酬等審議会を設置いたしました。直ちに福生市議会議員並びに市長等常勤特別職の報酬等の改正と、その実施時期について諮問いたしました。審議会は九人の委員さんをもつて編成し、一月二十七日から二月二十一日までに四回開催され、二月二十一日の最終日に市長に対し答申が行われたわけでございます。したがいまして今回改正しようとする額は、答申書を尊重し、答申額をそのまま議案として提案した次第でございします。

前回の改定は、昨年四月一日に行われましたが、その後各市においては不況下にあっても大幅な改定が相次いで行われ、又、一般職の職員の給与改定が実施された中で、審議会といたしましても、経済不況、財政の硬直化、あるいは改定に伴う市民感情等を考慮しつつ審議がなされております。

それでは審議会における審議内容について若干触れてみますと、当市の税金については他市と比較すると低位にあります。決算額あるいは投資的経費を市民一人当たりの額で見ますと、都下二十六市中一位あるいは二位にあること等から、少ない税金の中で満足とは言えないながらも、他市と比較しても決して劣ることのない多くの福祉を住民に還元していることは、議員各位並びに理事者の積極的な努力のたまものであり、この際、市民各位の御理解をいただいて、報酬等の改定を行うべきであるという、全会一致の結論に達した次第でございます。そういう中で、議員さんにおかれましては一率四万五千円を引き上げまして、引き上げ率は平均二九・〇三％でございます。又、実施の時期につきましては、昭和五十二年四月一日から実施すべきが適当であらうという答申をいただいた次第でございます。

では改定の内容について申し上げます。

議長さんが従来十八万円でございましたが、二五％の改定率で二十二万五千円、副議長さんの十五万五千円が二九・〇三％で二十万円に、委員長さんの十四万五千円が三一・〇％の改正率で十九万円に、議員さんの十四万円が三二・一四％で十八万

五千円ということ、平均二九・〇三％で、実施の時期は昭和五十二年四月一日から適用させていただきますということでございます。

以上本議案に要する財政需要でございますが、本日提出してございます予算書をぐらんになつていただければおわかりと思ひますが、共済費等を含めまして一千九百二十一万四千円でございます。

なお、お手元に本議案に対する参考資料を提出してございますので、御参照願ひたいと思ひます。

以上、大変雑駁な説明でしたが、慎重御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長(岩田 博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

○八番(山崎良之助君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十六号については、総務委員会に

付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) お諮りいたします。

ただいま山崎良之助君から、本案は総務委員会に付託された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか、

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。

よって議案第二十六号は総

務委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長(岩田 博君) 日程第五議案第二十七号 非常勤の特別職の職員の報酬

及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(秘書職員課長 齊藤多市君 登壇)

○秘書職員課長(齊藤多市君) 御指名によりまして、議案第二十七号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

本案につきましては従来から審議会に諮問しておりませんので、他市との状況等を参考にしながら、議員さんのアップ率にないまして、行政委員と月額委員さんにつきましては二九・〇三%の改定をいたそうとするものです。

改正の内容について申し上げますと、最高の教育委員長さんの場合二万七千七百円でございますが、それを三万五千七百円に、委員さんの二万八千四百が二万六千八百円でございいます。以下同じ係数で改正しようとするものです。なお月額五千五百円の委員さんにつきましては、他市に比べてまだ上位にありますので、そのまま据え置き、満たない委員さんについては今回五千五百円に改定しようとするもので、本案につきましても、四月一日から適用させていただきたいと思っております。

なお、本議案に要する財政需要は四百六十三万円でございいます。

以上大変難解な説明でしたが、慎重御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長(岩田 博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

○八番(山崎良之助君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十七号については、総務委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) お諮りいたします。

ただいま山崎良之助君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十七号は

総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(岩田 博君) 日程第六 議案第二十八号 福生市長等の給与に関する

る条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(秘書職員課長 斉藤多市君 登壇)

○秘書職員課長(斉藤多市君) 御指名によりまして 議案第二十八号 福生

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

提案理由につきましては、議案第二十六号で申上げましたとおり、審議会の答申を尊重いたしまして、その額を改正しようとするものです。

内容について申し上げますと、市長が従来三十八万六千円でしたが一六・五八%のアップ率で四十五万円に、助役の三十三万八千円を三十九万五千円で一六・八六%、収入役、三十二万五千円が三十八万円で一六・九二%、平均一六・八一%でございます。本案につきましても、昭和五十二年四月一日から適用させていたいただきます。

なお、本案に要する財政需要は四百三十八万四千円でございます。以上難駁な説明でしたが、慎重御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。説明を終わります。